

## 学校感染症と出席停止についてのお知らせ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。お子様が下記のような感染症にかかれた場合、出席停止となりますので、速やかに学校へご連絡ください。（※体温アプリLEBERへの記録もお願いします。）医師の指示などにより、他へ感染させるおそれがなくなり再登校される際には、別添の書類を学校へ提出してください。

### 【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準】

	病名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。(幼児は3日)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん(3日ばしか)	発しんが消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ))

## 【学校における感染症等に係る登校に関する意見書】

大阪教育大学附属天王寺小学校学校長様

( 年 組 番 児童氏名 )

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき、

令和 年 月 日より療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、

令和 年 月 日より登校が可能であると判断しました。

### 第1種感染症

(疾患 ) [治癒]

### 第2種感染症

- 麻しん [解熱後3日経過]       風しん [発しん消失]
- 水痘 [すべての発しんの痂皮化]    咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]
- 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過しかつ全身状態が良好]
- 百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]
- 結核 [感染のおそれなし]       髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

### 第3種感染症

- 流行性角結膜炎    急性出血性結膜炎    腸管出血性大腸菌感染症
- コレラ    細菌性赤痢    腸チフス    パラチフス

第3種その他の感染症

( )

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような症状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便	この24 時間以内に複数回の嘔吐	原因不明の発しん
よだれを伴う口内痛・口内炎	発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛	
がんこな咳たん	唾液腺の腫大	

そのほかの意見 ( )

令和 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_